

平成24年2月9日

中央環境審議会地球環境部会

2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会 委員長 殿

東京都環境局環境都市づくり担当部長

「資料3 2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会における検討方針（案）」 に関する意見について

2月10日の第8回小委員会につきましては、出席させていただく予定でしたが、急な業務が入りましたため、急遽、欠席させていただくことになりましたことをお詫び申し上げます。

なお、第8回小委員会では、議題3として「複数の選択肢の原案を評価する際の観点について」議論されるとのことですので、その観点に関する意見を下記のように述べさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 気候変動問題への認識

気候危機は、異常気象の頻発、食糧生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失など、世界中の人々にとって生活の基盤となる全てのものを脅かす、人類の直面する最も深刻な環境問題である。

この気候変動をもたらしているものは、人類が消費する大量の化石燃料に起因するCO₂をはじめとした温室効果ガスの大気中濃度の増加であることがほぼ断定されており、現在、いまを生きる我々の世代が、この地球の環境を次の世代に残せるかどうかの分岐点にある。このため、直ちに温室効果ガス排出総量の大幅な削減に向けた行動を開始しなければならない。

我が国においても、先進国として、こうした認識を改めて明確に共有し、今後の温暖化対策を具体的に検討及び構築していくことを要望する。

2. 規制的措置の導入が必要

資料3に記載されている全体的な方向性には賛成であるが、具体的対策の事例として、東日本大震災以前に検討をすすめていた、国内における、大規模事業所に対する温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度の導入が明記されていない。国内での排出削減を確実に推進していくためにも、本施策を明確に今後の施策として位置づけ、かつ、早期に具体化すべきである。

3. 選択肢を検討・評価する際の前提として

地球温暖化対策の選択肢の原案等については、以上のような気候変動問題に対する認識と総量削減義務と排出量取引制度など規制的措置の導入を前提にした検討を行うべきである。